

非常災害時の児童生徒の引き渡しについて

児童生徒の安全を確保できない恐れがある非常災害が発生した場合、保護者に学校まで迎えに来てもらい、児童生徒の引き渡しを行うことがあります。

引き渡しの判断 ※通信手段の混乱などで、学校から連絡ができないことが予想されます。下の表を参考に各自で迎えに来てください。

1.

| | | |
|---|---------------------------|--|
| 《地震》 学校・居住区を含む地域の震度 | 震度5弱以上 | 原則、保護者への引き渡しとする。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護しておく。 |
| | 震度4以下 | 通学路の安全を確認し、必要があれば、集団下校させる。 ※交通機関が混乱した際の対応については《その他》に記載。 |
| 《津波》 学校・居住区を含む地域への発表 | 津波注意報 津波警報 大津波警報の発表 | 保護者への引き渡しについては、《地震》の基準に基づき、津波の注意報・警報解除後の被害状況などを踏まえて決定する。 ・解除されるまでは、原則、避難場所に待機させる。 ・解除されるまでは、原則、迎えに来た保護者も避難行動を共にする。 |
| | 河川氾濫、土砂災害、通学路の建物倒壊 | 下校の安全確保が困難な場合は、学校長判断により児童生徒を学校に待機させ、原則、保護者への引き渡しとする。 |
| | 交通機関の混乱 | 児童生徒が帰宅困難な場合は、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。 (保護者が帰宅困難になる場合は、学校に連絡をください。) |
| ・学校に不審者が侵入し、実被害が出たとき | | 原則、保護者への引き渡しとする。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護しておく。 |
| ・学校、居住区の近隣地域で凶悪事件が発生し、犯人が逃走中で児童生徒の安全が確保できないとき | | 原則、保護者への引き渡しとする。 犯人が拘束され、児童生徒の安全が確保された場合、通常下校させる。 |

2. 引き渡し方法の登録 「引き渡しカード」※別紙

- ① 円滑かつ安全な引き渡しのために、「引き渡しカード」を事前に提出していただきます。
- ② 引き取り登録者は、原則として保護者にしてください。親族もしくは保護者以外の方を引き取りの登録者とする場合は児童生徒が顔と名前を確認できる方にしてください。
- ③ 学校内の引き渡し場所は、ミマモルメ(保護者メール)、ホームページ掲載、学校の正門に案内を掲示するなどでお知らせします。
- ④ 引き取りに来られた際は、学校教職員が順に確認し引き渡しを行いますので、学校教職員の確認なしに待機場所から児童生徒を連れて行かないようお願いいたします。

3. ミマモルメ斉メールの登録について

非常災害時は、メール配信が情報を伝達するうえで非常に有効です。まだ手続きがお済でない保護者は、可能な限りご登録ください。なお、ミマモルメのメール配信の利用は無償となっております。

また、想定をこえる事態も考えられます。その場合、臨機応変な対応をお願いすることもあります。よろしくお願いいたします。ご不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。



←小中一貫校むくのき学園
ホームページQRコード



←ミマモルメ斉メール
登録用QRコード